

沿道におけるテイクアウト販売やテラス営業等のための 道路占用許可基準の緩和について

川越市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆さまを支援する緊急措置として、市道における沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和します。

沿道利用に伴う占用許可の内容	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②3密の回避や新しい生活様式の定着に対応すること ③テラス営業やテイクアウトの飲食物を取るために設置する仮施設であること ④施設付近の清掃等を行うこと
主 体	<ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体または関係団体 ※地元関係者の協議会・市が支援する民間団体(商店街等) ※個別の店舗による申請は受け付けられません
場 所	<ul style="list-style-type: none"> ①川越市道であること ②道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※歩道上では、交通量の多い場所では3.5m・その他の場所では2m以上の十分な歩行空間を確保
占 用 料	①免除
占 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ①令和4年3月31日まで 令和4年9月30日まで (占用期間を再延長しました) ※必要最低限の期間
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ①火気使用の場合には、事前に消防署へ相談してください ②看板等の広告物を設ける場合には、景観上の観点から事前に川越市役所都市景観課へ相談してください ③食品営業に際しては、食品衛生上の適切な管理が必要なため、事前に川越市保健所食品・環境衛生課へ相談してください
連 絡 先	<ul style="list-style-type: none"> ①川越市役所道路環境整備課 224-6029(直通) ②川越市役所産業振興課 224-5934(直通) ③川越市役所都市景観課 224-5961(直通) ④川越市保健所食品・環境衛生課 227-5103(直通) ⑤川越地区消防組合消防局予防課 222-0744(直通) ⑥川越警察署交通規制係 224-0110(代表)

【所管】川越市役所 道路環境整備課 占用担当 224-6029(直通)